

任意継続被保険者 加入のしおり

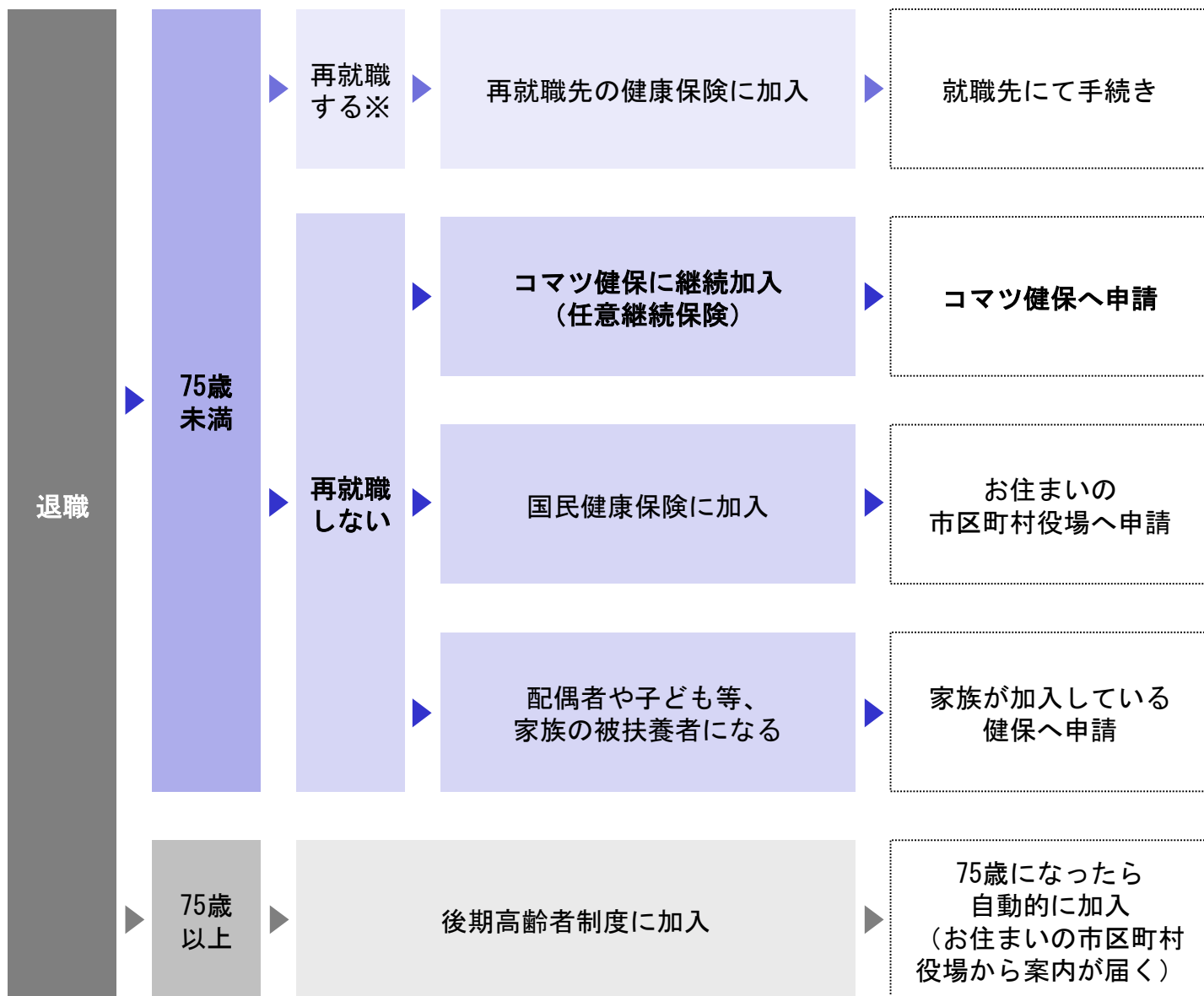
令和 6 年度版

小松製作所健康保険組合

1

退職後の健康保険

退職後は、下記いずれかの制度に加入する必要があります。



※再就職しても短時間勤務等で再就職先の健康保険に加入しない場合や自営業を営む場合、「再就職しない」と同じように任継や国保などへ加入が必要となります。

国民健康保険と比較の上、任意継続保険へご加入ください。

	コマツ健保の任意継続保険	国民健康保険
保険料 (本人)	在職時の保険料の約 2.5 倍 ※今まで会社が負担していた分も負担 ※上限があり上限額は下記となります 【介護保険有】 47,080円 【介護保険無】 39,600円	お住まいの市区町村役場へ 問い合わせ
保険料 (家族)	なし 但し、被保険者が40歳未満、もしくは65歳以上の場合で、被扶養者に40歳以上65歳未満の方がいれば、介護保険料が発生します	加入数による
保険料 算出方法	退職時の標準報酬月額×保険料率 ※令和6年度標準報酬月額の上限：44万円 ※保険料率は年度毎に見直しがあります 【令和6年度の保険料率】 健康保険：9% 介護保険：1.7%	前年所得により決定 倒産・解雇などにより離職した方、及び雇い止めなどにより離職した方は、保険料が軽減される場合があります。詳細は、市区町村役場へお問い合わせください
保険料 納付方法	下記3種類の中から選択 ①月払い（割引なし・引落し） ②半期前納（割引あり・振込） ③通年前納（割引あり・振込）	お住まいの市区町村役場へ 問い合わせ
加入条件	退職前に継続して2ヶ月以上 被保険者であったこと	お住まいの市区町村
加入期間	最長2年間 ①2年間の期間満了 ②再就職先の健康保険へ加入 ③被保険者死亡 ④保険料未納（毎月10日期限） ⑤脱退希望を申し出た時 ⑥75歳になり後期高齢者医療制度へ加入	他の健康保険制度（再就職先の健康保険、家族の扶養など）に加入するまで 75歳になった場合は、後期高齢者医療制度へ移ります
申込期限	退職日翌日から 20日 以内	退職日翌日から 14日 以内
医療費負担割合	3割（本人・家族）	3割（本人・家族）
保険給付	出産手当金・傷病手当金以外の法定給付・付加給付 【法定給付】高額療養費、埋葬料（費） 出産育児一時金など 【付加給付】一定額（所得により異なる） 以上負担した場合、その額を超えた部分を還付	出産手当金・傷病手当金以外の法定給付 【法定給付】高額療養費、埋葬料（費） 出産育児一時金など

下記書類①～③を退職後20日以内にコマツ健保へ送付ください。
(退職前に提出する場合、各事業所の総務・人事部門へお渡しください)

① 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書兼台帳

【ご注意】郵便局に口座をお持ちでない方は、新規開設してください。

保険給付金や保険料還付金等が発生した場合、コマツ健保から被保険者のゆうちょ銀行口座へ振り込みます。

② ゆうちょ銀行口座の記号・番号がわかる部分のコピー

(支払方法が半期・通年前納の場合のみ添付ください)

③ 被扶養者に関する添付書類

(在職時から引き続き扶養に入りたい家族がいる場合のみ添付ください。)

下記表を確認いただき、必要書類をご準備ください)

被扶養者	必要書類
配偶者	① 最新の所得証明書（もしくは、課税・非課税証明書）コピー (お住まいの市区町村役場にて入手) ② 小松製作所健康保険組合加入（被扶養者）に関する誓約書 (当組合HPより印刷し、署名・捺印してください) http://www.komatsu-kenpo.or.jp/member/application/pdf/T00.pdf
子 ※ (18歳未満)	【配偶者も被扶養者になっている場合のみ】 なし
子 ※ (18歳以上40歳未満)	【配偶者も被扶養者になっている場合のみ】 最新の所得証明書（もしくは、課税・非課税証明書）コピー (お住まいの市区町村役場にて入手)
子 ※ (40歳以上)	【配偶者も被扶養者になっている場合のみ】 ① 最新の所得証明書（もしくは、課税・非課税証明書）コピー (お住まいの市区町村役場にて入手) ② 小松製作所健康保険組合加入（被扶養者）に関する誓約書 (当組合HPより印刷し、署名・捺印してください) http://www.komatsu-kenpo.or.jp/member/application/pdf/T00.pdf
他 (18歳以上40歳未満)	最新の所得証明書（もしくは、課税・非課税証明書）コピー (お住まいの市区町村役場にて入手)
他 (40歳以上)	① 最新の所得証明書（もしくは、課税・非課税証明書）コピー (お住まいの市区町村役場にて入手) ② 小松製作所健康保険組合加入（被扶養者）に関する誓約書 (当組合HPより印刷し、署名・捺印してください) http://www.komatsu-kenpo.or.jp/member/application/pdf/T00.pdf

※子の扶養で、配偶者が扶養に入っていない場合は当健保組合までご連絡ください。

夫婦共同扶養の観点から、配偶者との収入比較が必要となります。退職後、配偶者の収入を上回る収入がなければ、お子様は配偶者の扶養に入ってくださいこととなります。

★新たに扶養に入りたい家族がいる場合も、当健保組合までご連絡ください。

各支払い方法（3種類）により納付の流れが異なります。

★任継期間中の納付方法の変更は、原則認められません。

（１）毎月払い（割引なし）

① 初回2ヶ月分（加入月と翌月）をコマツ健保指定口座へ振込。

※金融機関窓口、ATM、ネットバンキングなどから振込。振込手数料は被保険者負担。

※振込金額・振込先・振込期日は、任意継続保険証とともに送りする
「保険料納付のお願い」（黄色用紙）をご覧ください。

② 最寄の郵便局にて、自動引落とし手続きを行う。

※任意継続保険証とともに送りする「自動払込利用申込書」（緑色3枚複写用紙）に、
必要事項をご記入・捺印いただき、郵便局窓口に出してください。

※通帳・印鑑もご持参ください。

③ 3ヶ月目以降は、毎月10日（休日の場合は前営業日）に引落。

※郵便局引落手数料が、毎回33円かかります。

※引落日前日までに、月額保険料＋33円を口座に入れてください。

※引落できなかった場合、任意継続資格を喪失します。

（２）半期前納払い（年4%複利の割引あり）

前期（4～9月）分を3月中、後期（10月～翌年3月）分を
9月中にコマツ健保指定口座へ振込。

【例：2024年7月に加入した場合】

納付回	納付書送付予定	納付期日	納付対象期間
1回目	任継申請書提出 後約1週間	2024年7月31日迄	2024年7月～9月分
2回目	2024年9月上旬	2024年9月30日迄	2024年10月～2025年3月分
3回目	2025年3月上旬	2025年3月31日迄	2025年4月～9月分
4回目	2025年9月上旬	2025年9月30日迄	2025年10月～2026年3月分
5回目	2026年3月上旬	2026年3月31日迄	2026年4月～6月分

★金融機関窓口、ATM、ネットバンキングなどから振込。振込手数料は被保険者負担。

★加入月から半期ではありません。引落ではありません。

★振込期日までに入金がない場合、前納扱い（割引）ができません。

(3) 通年前納払い（年4%複利の割引あり）

通年（4月～翌年3月）分を3月中にコマツ健保指定口座へ**振込**。

【例：2024年7月に加入した場合】

納付回	納付書送付予定	納付期日	納付対象期間
1回目	任継申請書提出 後約1週間	2024年7月31日迄	2024年7月～2025年3月分
2回目	2025年3月上旬	2025年3月31日迄	2025年4月～2026年3月分
3回目	2026年3月上旬	2026年3月31日迄	2026年4月～6月分

★金融機関窓口、ATM、ネットバンキングなどから振込。振込手数料は被保険者負担。

★加入月から1年ではありません。引落ではありません。

★振込期日までに入金がない場合、前納扱い（割引）ができません。

健保組合宛に多く寄せられる質問です。申請時にあらかじめお読みください。

Q 1. 新しい保険証はいつ手元に届きますか？

- A. 「任意継続被保険者資格取得申請書」を当健保組合に提出後、概ね1週間以内にご自宅へ「簡易書留」又は「レターパック（赤）」にて郵送いたします。

※退職前にご提出いただいた場合、加入月初旬にお手元に届くよう発送いたします。

Q 2. 新しい保険証が届く前に病院にかかる場合、どうすればよいですか？

- A. 病院の窓口には「現在、任意継続を申請中」であることをお伝えください。病院によっては健康保険扱いで対応いただけることがあります。ただし、新しい保険証の記号・番号は、在職時のものと変わりますので、ご注意ください。新しい保険証がお手元に届きましたら、病院窓口にご提示ください。

健康保険扱いが認められない場合は、一旦、全額自己負担をしていただき、後日7割分を当健康保険組合までご請求ください。

【請求方法はこちらをご覧ください↓】

小松製作所健康保険組合HP > 健保の給付 > 立替払いをしたとき

Q 3. 被扶養者に入れたい（外したい）家族がいる場合、どうすればよいですか？

- A. 必要書類を提出いただくことになりますので、健保組合まで一度ご連絡ください。

Q 4. 任意継続の保険料はどのように計算されますか？

- A. 在職時の最後に保険料が徴収された月の「標準報酬月額」と「組合平均標準報酬月額」のどちらか低い方の金額に保険料率をかけて算出いたします。（現在44万円が上限となっています）
- 保険料率と組合平均標準報酬月額は、法令により毎年度見直しますので、任意継続期間中に保険料が変わることがあります。
- 介護保険料も同様の基準です。加入者（被保険者・被扶養者）に40歳以上65歳未満の方がいれば、介護保険料を徴収します。
- 具体的な保険料は、各個人により異なりますので、金額の詳細は当健康保険組合へお問い合わせください。

Q 5. 任意継続の保険料はいつの分から納付が必要ですか？

- A. 任意継続の保険料は加入した月から必要です。退職日の翌日より加入となり、加入が月の途中であっても1ヶ月分の保険料を納めていただくこととなります。（日割り計算ではありません）

【例】6月15日退職の場合、任意継続は6月16日取得。6月分保険料から納付。

Q 6. 最後の給与から保険料が引かれていますが、二重払いではありませんか？

- A. 多くの場合、給与で控除される保険料は「前月分」です。給与から引かれている保険料の詳細につきましては、お勤めされていた事業所へご確認ください。

Q 7. 納付期限を1日でも過ぎたら、資格を失いますか？

- A. 納付期限の翌日で、任意継続被保険者の資格を喪失します。
- ただし、天災事変、交通・通信関係のストライキ等、納付の遅延について正当な理由があると健康保険組合が認めた場合、この限りではありません。遅延が発生したら、速やかに当健康保険組合までご連絡ください。

Q 8. 任意継続期間の途中で脱退することはできますか？

A. 2022年1月1日から、被保険者の申し出による脱退が認められることとなりました。

※任意継続被保険者が、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を健康保険組合に申し出た場合には、その申し出を受理された日の属する月の翌月1日に任意継続被保険者の資格を喪失することとなります。

原則として申し出後の、取消しはできません。

Q 9. 任意継続を期間の途中で脱退する場合、手続きはどうすればよいですか？

A. 下記手続きを行ってください。

①再就職先の健康保険へ加入した場合

下記3点を当健保組合へ送付ください。

①任意継続被保険者資格喪失理由届出書

（任継資格取得時、任継保険証に同封して送付済）

②再就職先の健康保険証コピー（本人、家族分）**③コマツ健保の任意継続被保険者証（本人、家族分）****②被保険者本人が死亡**

ご遺族の方より当健康保険組合へお電話ください。

ご遺族の方宛に必要な書類をお送りいたします。

③保険料未納（毎月10日期限）

当健康保険組合より文書をお送りいたします。

④脱退希望のとき

任意継続被保険者資格喪失理由届出書を送付ください。

⑤被保険者本人が75歳になった（後期高齢者医療制度への加入）

当健康保険組合より文書をお送りいたします。

（後期高齢者医療制度の保険証は、お住まいの市区町村役場より誕生日前に届きます）

Q 1 0. 任意継続を期間の途中で脱退した場合、 前納した保険料は払い戻されますか？

- A. 前納した保険料のうち未経過期間に係るものを、還付いたします。
前述Q 9の脱退手続きを行っていただいた後、還付についての書類を送付しますので、ご返送いただきます。入金先は任意継続資格取得申請書にご記入いただいたゆうちょ銀行口座となります。
入金日、入金額は後日文書にてお知らせいたします。

※④の場合、任意継続資格取得時点で75歳誕生日喪失が判明しているため、誕生日月の前月分までの保険料請求となります。

Q 1 1. 任意継続が期間満了になった場合、 手続きはどうすればよいですか？

- A. 資格喪失日の10日前頃に資格喪失証明書を発行し、当健康保険組合よりお送りいたします。資格喪失後は、国保やご家族の扶養に入るなど、いずれかの医療保険制度へご加入ください。
また、任意継続被保険者証は、資格喪失日以降にご返却ください。

※国保へ加入：お住まいの市区町村役場で手続きしてください。
資格喪失証明書を持参ください。

家族の扶養：家族が加入している保険組合等へ手続きについて
ご相談ください。

Q 1 2. 確定申告時に「社会保険料控除証明書」が必要ですが、 送ってもらえますか？

- A. 毎年12月25日ごろ、「任意継続保険料納入証明書」(圧着ハガキ)をご自宅宛へお送りいたします。

(確定申告・年末調整の社会保険料控除の申請時に任意継続保険料の証明書の添付は不要となっていますが、金額の確認等で提示を求められる場合があります。当健保の証明書は入金日ベースではなく、保険料月ベースでの証明となりますので、その年に支払った保険料の金額とは一致しない場合があります。)

**Q 1 3. 確定申告時に医療費控除を申請しますが、
昨年の「医療費通知」は送ってもらえますか？**

- A. 毎年2月中旬ごろ「年間医療費のお知らせ」を紙で発行していましたが、令和6年の医療費分より紙でのお知らせを発行しないこととなりました。
- 医療費通知は「マイナポータル（※）」で取得いただくことができますのでそちらでご確認いただくか旧来の通り医療機関にかかった際の領収証を保管し、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

※マイナポータルは行政手続きのオンライン窓口です。

利用者登録・ログインが必要です。

「わたしの情報」－「健康医療」－「医療費通知情報」より毎月の医療保険の確認・取得ができ、e-Taxで確定申告する際にも利用できます。

（マイナポータルのトップページ <https://myrna.go.jp/> ）

☆医療費通知の情報が必要で、いずれの対応も難しい場合は、健康保険組合迄メールにてご連絡ください。

小松製作所健康保険組合 業務グループ

JP00MB_kenpo_gyoumu@global.komatsu